

答 申 第 3 4 2 号
平成 2 3 年 4 月 1 1 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 2 年 3 月 9 日付け自第 2 3 6 5 号による下記の諮問について別紙のとおり答申
します。

記

諮問第 4 3 0 号

平成 2 2 年 2 月 1 2 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 2 年 2 月 1 0 日付け
自第 2 1 2 3 号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった行政文書の不開示とした部分のうち、引用文献に記載された文献等の著作者の氏名について開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成22年2月10日付け自第2123号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 不開示とした処分に具体的な理由が無く情報公開条例の条文を引用したに過ぎず、不開示処分の正当な理由と言えず、処分の取消しを求める。
- (2) 実施機関は、不開示理由として条例第8条第3号イに該当するとしているが、異議申し立て理由で述べたとおり「公開することにより、正当な利益を害するおそれがあり」としているが、正当な利益を害するおそれとはどのようなことを指すのか、具体的事実を全く述べていない。よって、不開示とした部分について印影を除く全ての開示決定を求める。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求について

異議申立人は、実施機関に対し、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、平成22年1月15日付けで、「H18年度～21年度迄の調査のうち千葉県カワウ生息状況、繁殖状況等調査の契約状況、成果品、随意理由、千葉県サギ類生息状況調査（H17年度～H19年度迄）契約状況、随意理由、成果品」と記載された行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定及び本件対象文書について

実施機関は、本件請求のうち、随意理由に係る行政文書については、業務委託に係る決裁文書を特定し、平成22年2月10日付け自第2123号で行政文書開示決定処分を行った。

また、千葉県カワウ生息状況調査報告書のうち平成21年度分については、開示請求時点において成果品を取得していなかったことから、同日付け自第2123号で行政文書不開示決定処分を行った。

なお、その他の請求に係る対象文書として、次の文書を特定し、同日付け自第2123号で行政文書部分開示決定処分を行った。

- (1) 平成18年度千葉県カワウ繁殖状況等調査報告書（以下「本件文書1」という。）
- (2) 平成19年度千葉県カワウ生息状況等調査報告書前編（以下「本件文書2」という。）
- (3) 平成19年度千葉県カワウ生息状況等調査報告書後編（以下「本件文書3」という。）
- (4) 平成20年度千葉県カワウ生息状況等調査報告書前編（以下「本件文書4」という。）
- (5) 平成20年度千葉県カワウ生息状況等調査報告書後編（以下「本件文書5」という。）
- (6) 平成17年度サギ類生息状況調査報告書（以下「本件文書6」という。）
- (7) 平成18年度サギ類生息状況調査報告書（以下「本件文書7」という。）
- (8) 平成19年度サギ類生息状況調査報告書（以下「本件文書8」という。）
- (9) 平成18年度カワウ生息状況等調査業務委託に係る業務委託契約書
- (10) 平成19年度カワウ生息状況等調査業務委託に係る業務委託契約書
- (11) 平成20年度カワウ生息状況等調査業務委託に係る業務委託契約書
- (12) 平成21年度カワウ生息状況等調査業務委託に係る業務委託契約書
- (13) 平成17年度サギ類生息状況調査等業務委託に係る業務委託契約書
- (14) 平成18年度サギ類生息状況調査等業務委託に係る業務委託契約書
- (15) 平成19年度サギ類生息状況調査等業務委託に係る業務委託契約書

3 不開示の理由について

(1) 条例第8号第2号該当性について

カワウ及びサギ類の報告書内には、調査者の氏名、住所、連絡先が記載されており、これは個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報である。

なお、この情報は、条例第8条第2号ただし書イに規定する法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、また、同号ただし書ロ、ハ及びニに該当しないため、不開示とした。

(2) 条例第8条第3号該当性について

カワウ及びサギ類の調査委託業務に係る委託契約書には委託先法人の代表者の印影があり、これは当該法人の契約書等重要書類にも使用するものとして、特別な管理をしているものと推認され、当該法人の事業活動における内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、不開示とした。

4 異議申立ての理由について

異議申立人は、不開示とした処分に具体的な理由が無く、条例の条文を引用したに過ぎず、不開示処分の正当な理由と言えず処分の取消しを求める旨主張する。

しかしながら、不開示とした部分及び不開示の理由については、上記3で説明するとおり、条例第8条第2号及び第3号の不開示情報に該当しており正当な処分である。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件異議申立てについて

本件請求及び本件決定は、前述の実施機関の説明要旨1及び2のとおりである。

これに対し、異議申立人は、平成22年2月12日付けで本件決定の取消しを求める異議申立てを行ったものである。

異議申立人は、不開示とした部分について印影を除く全ての開示決定を求めると主張するので、印影を除く部分について、以下検討する。

2 条例第8条第2号該当性について

(1) 条例第8条第2号本文該当性について

実施機関が条例第8条第2号に該当するとして不開示とした情報は、本件文書1から8までに記載された調査者の氏名、本件文書6に記載された調査者の住所、本件文書6に記載された調査者の電話番号、本件文書1及び6に記載された調査者のメールアドレス、本件文書3に記載された調査者の顔写真、本件文書3及び5に記載された文献等の著作者の氏名である。

これらの情報は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、本件文書内容及び委託の形態から判断すると、事業を営む個人の情報とは認められないため、条例第8条第2号本文に該当する。

(2) 条例第8条第2号ただし書該当性について

ア 条例第8条第2号ただし書イについて

(ア) 調査者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス及び顔写真（以下「調査者の氏名等」という。）について

本件文書1から8までは、実施機関だけが保有しており、文書館や図書館に配布されていないこと、また、内容について、ホームページ等で公開されていないこと及び今後も公開する予定のないことなどから、そこに記載されている調査者の氏名等については、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、ただし書イに該当しない。

(イ) 文献等の著作者の氏名について

本件文書3及び5には、文献等の著作者の氏名が記載されているが、文献

等は公表することを目的に書かれたものであり、慣行として公にされている情報といえることから、ただし書イに該当するため、開示すべき情報である。

イ 条例第8条第2号ただし書ハについて

本件文書7及び8に記載されている調査者のなかには、市職員及び大学教官が含まれており、これらは公務員等に該当すると思われる。

しかし、これらは、委託先の法人から有識者としての意見を聞くため、公務としてではなく個人として依頼を受けたものであり、職務の遂行に係る情報とは認められないことから、ただし書ハに該当しない。

ウ 条例第8条第2号ただし書ロ及びニについて

本件文書1から8までに記載されている調査者の氏名等は、その内容及び性質から、ただし書ロ及びニに該当しない。

3 条例第8条第3号該当性について

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、実施機関が条例第8条第3号に該当するとして不開示とした情報は、委託先の法人の代表者の印影のみであり、その他の情報は開示されていることが認められる。

したがって、異議申立人の条例第8条第3号に該当することを理由として不開示とした部分のうち印影を除く部分についての開示に係る主張については、異議申立ての利益を欠くものと判断する。

4 理由付記について

条例第12条第3項は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しないときは、その理由を前各項に規定する書面に記載しなければならない。」と規定しており、不開示の理由を付記することを義務付けている。

一方、異議申立人は、不開示とした処分に具体的な理由が無く、条例の条文を引用したに過ぎず、不開示処分の正当な理由と言えず、処分の取消しを求める旨主張している。

ところで、条例第8条第2号は、個人の権利利益を厳格に保護するため、特定の個人を識別することができる情報を一律に不開示とすることを定め、法令等の規定又は慣行として公にされているなどの情報及び開示することに公益的理由のある情報等について、例外的に開示することを定めたものである。

本件決定に係る行政文書部分開示決定通知書（以下「通知書」という。）に記載された開示しない理由には、条例第8条第2号本文の条文を引用していることが認められ、開示しない部分として、本件文書1から5までには「氏名など」、本件文書6には「氏名、住所、電話番号など」、本件文書7及び8には「氏名」と記載されており、実施機関の説明によれば、「など」の部分には、調査者のメールアドレス又は顔写真が該当するとしている。

条例第8条第2号は、前述のとおり、特定の個人を識別することができる情報を一律に不開示としており、その該当性を判断するに際しては、特定の個人を識別できるか否かという観点から判断すれば足りるものというべきである。

そして、本件決定に係る通知書の開示しない理由には、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報であり、条例第8条第2号に該当する旨の記載があり、開示しない部分についても、「など」という記載部分があるとはいえ、不開示部分について、どの情報が特定の個人を識別し得る情報かということを明示しているといえる。

よって、本件決定に係る理由付記の記載については、このような記載が必ずしも十分とはいえないまでも、条例第12条の理由付記について、瑕疵があるとまではいうことができない。

なお、本件の場合、「など」という部分について個別具体的に記載すること、「氏名」という記載について「調査者の氏名」と記載することなどにより、開示請求者が処分の理由をより明確に判断できるよう記載することが望ましかったものと考えられる。

5 結論

実施機関は、不開示とした情報のうち、引用文献に記載された文献等の著作者の氏名について開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

6 附言

本件決定では、本来不開示とすべき調査者の氏名及び電話番号について、マスキングがなされないまま開示された部分があることから、不適切な処理といわざるを得ない。

実施機関においては、今後このような事務処理が行われることのないよう十分注意するよう求めるものである。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
22. 3. 12	諮問書の受理
22. 4. 16	実施機関の理由説明書の受理
22. 5. 14	異議申立人の意見書の受理
23. 2. 25	審議 実施機関から不開示理由の聴取
23. 3. 25	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大田 洋介	城西国際大学非常勤講師	部会長
瀧上 信光	千葉商科大学政策情報学部教授	部会長職務代理者
湊 弘美	弁護士	
横山 清美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成23年3月25日現在)